

内訳書 下水道管路施設ストックマネジメント策定業務委託

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1. 管口カメラ点検工		320	基			第1号明細書
2. マンホール蓋点検工		320	基			第2号明細書
3. 本管テレビカメラ調査工		300	m			第3号明細書
4. 管渠内洗浄工		300	m			第4号明細書
5. 報告書作成	管口カメラ点検工	320	基			第5号明細書
	マンホール蓋点検工	320	基			第6号明細書
	本管テレビカメラ調査工	300	m			第7号明細書
直接作業費計						
共通仮設費	率計上	1	式			
	安全費	1	式			第8号明細書
	共通仮設費計					
純作業費		1	式			
現場管理費		1	式			
作業原価						
一般管理費		1	式			
合 計						
改め						
消費税等相当額						10%
合 計						

第1号明細書 管口テレビカメラ点検工(3号マンホール以下、深3m以下、管径600mm未満)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査技師			人			
調査助手			人			
調査作業員			人			
管口テレビカメラ損料			時間			
ライトバン車運転工①			日			第1号単価表
計						1日当り
1基当り						

第2号明細書 マンホール蓋点検工(マンホール蓋及びその周辺)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査技師			人			
調査作業員			人			
ライトバン車運転工②	1.5km 56kw		日			第2号単価表
計						1日当り
1基当り						

第3号明細書 本管テレビカメラ調査工(管径200mm以上～800mm未満)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査技師			人			
調査助手			人			
調査作業員			人			
テレビカメラ車運転工			日			第3号単価表
空気圧縮機損料	0.75kw		日			
止水プラグ損料①	本管600mm	3	本			
止水プラグ損料②	取付管φ200	3	本			
計						1日当り
1m当り						

第4号明細書 管きよ内洗浄工(内径800mm未満)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
高压洗浄車運転工	4t 154kw		日			第4号単価表
給水車運転工	4t 154kw		日			第5号単価表
計						1日当り
1m当り						

第5号明細書 報告書作成(管口テレビカメラ点検工)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
管理主任技師			人			
管理技師			人			
調査技師			人			
調査助手			人			
諸雑費		1	式			
計						1日当り
1基当り						

第6号明細書 報告書作成(マンホール蓋点検工)

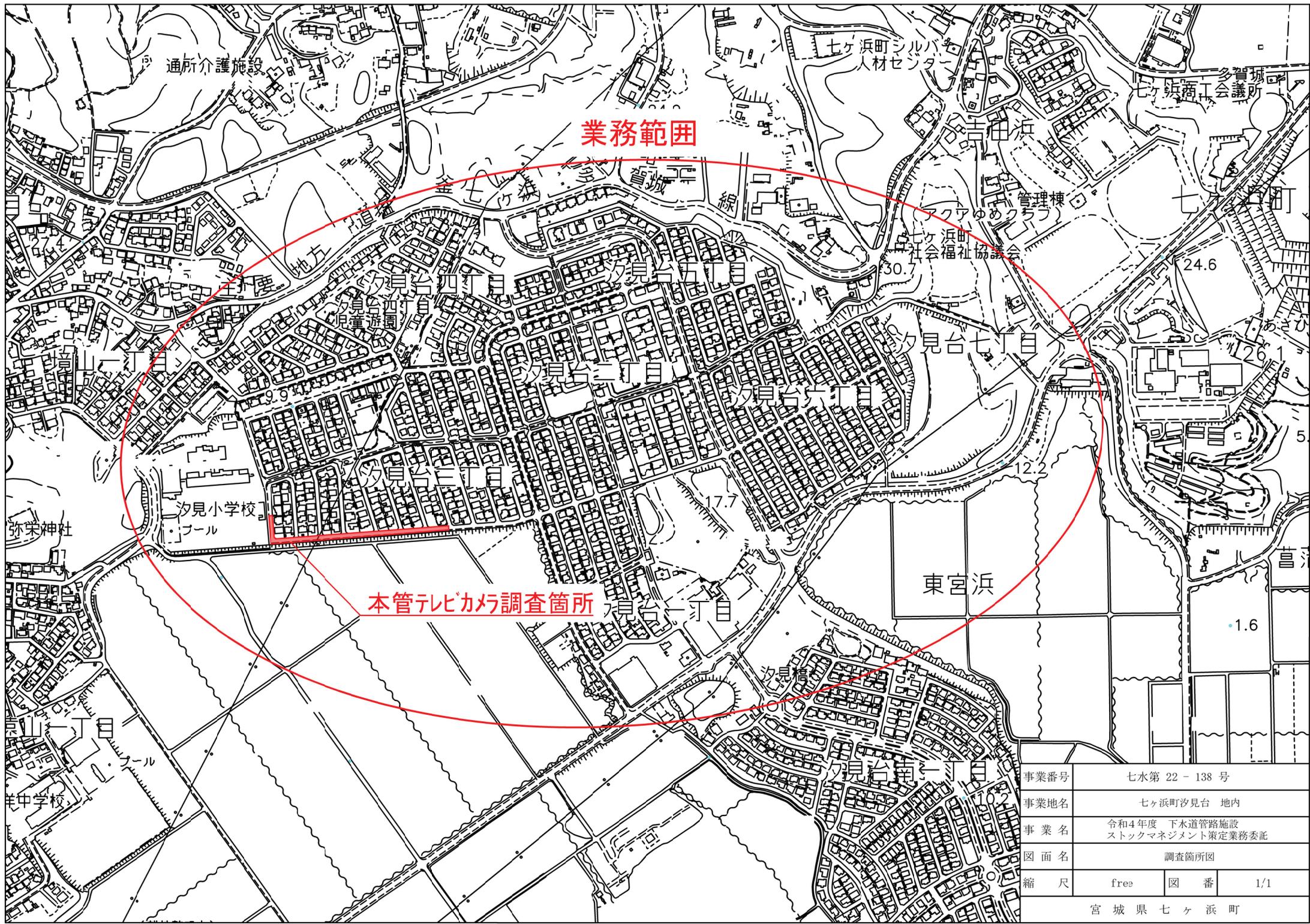
名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
管理主任技師			人			
調査技師			人			
調査助手			人			
諸雑費		1	式			
計						1日当り
1基当り						

第7号明細書 報告書作成(本管テレビカメラ調査工【管径200mm以上～800mm未満】)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
管理主任技師			人			
監理技師			人			
調査技師			人			
調査助手			人			
諸雑費		1	式			
計						1日当り
1m当り						

第8号明細書 安全費

名 称	仕 様	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
交通誘導員B			人			
発電機運転工			日			第6号単価表
送風機運転工			日			第7号単価表
計						



業務範囲

本管テレビカメラ調査箇所

事業番号	七水第 22 - 138 号		
事業地名	七ヶ浜町夕見台 地内		
事業名	令和4年度 下水道管路施設 ストックマネジメント策定業務委託		
図面名	調査箇所図		
縮尺	free	図番	1/1
宮城県七ヶ浜町			

令和4年度

下水道管路施設ストックマネジメント策定業務委託

仕 様 書

令和4年6月

七ヶ浜町 水道事業所

令和4年度 下水道管路施設ストックマネジメント策定業務委託

〔1〕一般仕様書

第1章 総 則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）では、本仕様書に基づいて、管路施設ストックマネジメント策定に係る点検・調査を目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 6 公益の確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1. 7 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、七ヶ浜町の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届
- (ニ) 完了届 (ホ) 納品書 (ヘ) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1. 8 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 9 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に七ヶ浜町の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、七ヶ浜町の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 10 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、七ヶ浜町、受注者協議の上これを定める。

第2章 実施方針策定一般

2. 1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は七ヶ浜町と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と七ヶ浜町は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2. 2 参考図書の貸与

七ヶ浜町は、業務に必要な下水道台帳、道路台帳、TVカメラ調査書又は目視調査（潜行目視調査・マンホール目視調査）報告書及び調書等の資料を所定の手続きによって貸与する。

2. 3 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料等を明記しなければならない。

2. 4 点検・調査の実施

点検・調査計画に基づき、点検・調査を実施する。

点検・調査情報を蓄積し、定期的見直しによる精度向上に活用する。

(1) 施設情報の電子データ化

収集した施設情報を一元的に管理し、効率的に活用できるように電子データ化する。

2. 5 報告書作成

報告書作成では、管路施設ストックマネジメント実施方針に係る資料としてのとりまとめを行うものとする。

2. 6 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

2. 7 提出図書

- (1) 提出すべき成果品とその部数は次の通りとする。なお製本はすべて白焼きとする。

図書名	形状寸法・提出部数
(イ) 報告書	A4・3部
(ロ) 打合せ議事録	A4・3部
(ハ) その他参考資料	原稿一式
(ニ) 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式

- (2) 成果品の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ七ヶ浜町と協議する。

- (3) 製本はすべて表紙、背表紙ともにタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

2. 8 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (2) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (3) 下水道施設維持管理積算要領—管路施設編—（日本下水道協会）
- (4) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (5) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (6) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (7) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）